

「かたづけ・たい」参加をご検討されるみなさまへ

☆☆☆ 最初にお読みください ☆☆☆

「かたづけ・たい」は、通行の安全や町の美観を阻害している違反広告物について、みなさまの自発的な意思によって、すでに撤去している、または、これから撤去していこうという活動を、市が正規に活動として認定し、必要な道具類等を提供する制度です。申請に際しましては、次の点を十分ご理解のうえ、ご検討されるようお願いいたします。

☆ 活動に対する報酬はありません。無償でお願いします。

☆ 市は、活動に必要な道具類（手袋、ゴミ袋、ニッパの類）の提供と、みなさまを被保険者とした大阪市市民活動保険に加入します。（ただし、無償で自発的な活動であることと、活動される方が常に特定の方であることが条件となります。）

☆ この制度によって認定される活動は、みなさまの自発的な意思によって行われるボランティア活動です。そのため、自己の責任範囲内での活動を第一として、決して無理のない活動のご検討をお願いいたします。

☆ この制度では、「はり紙」、「はり札」、「立看板」、「のぼり旗」、「金属・プラスチック板塗装看板」といった種類の違反広告物を撤去することができますが、法律や条例では、「はり紙」を除き、撤去した違反広告物をその場で破棄することは認められていませんので、後日、市が回収するまでの一時保管方法について十分協議のうえ、みなさまで撤去する違反広告物の種類の選定をお願いいたします。

☆ ご提出いただきました路上違反簡易広告物撤去活動団体等認定申請書などに記載されている個人情報等につきましては、本制度以外での使用はいたしません。

「かたづけ・たい」制度とは

(大阪市路上違反簡易広告物撤去活動員制度の概要)

1 「かたづけ・たい」が撤去できる広告物

以下の条件を全て満たしている広告物を撤去していただけます。

- (1) 広告物の種類は、はり紙、はり札、立看板、金属・プラスチック板塗装看板、のぼり旗です。
- (2) 広告物の掲出が禁止されている道路上の物件に広告物が掲出されていること。※
- (3) 管理されずに放置されていること。
- (4) 簡易広告物であること。

なお、はり紙については、広告物の掲出が禁止物件に貼り付けられていれば見つけ次第撤去できます。

※道路上の広告物掲出禁止物件とは

街路樹、信号機、道路標識、銅像、神仏像、記念碑、橋、トンネル、高架構造物、中央分離帯、歩道柵、車止め、里程標、地下道上屋、路上変圧器、道路照明灯、郵便ポスト、電話ボックス、電柱

2 「かたづけ・たい」が撤去できない広告物

- (1) 次の内容の広告物は撤去できません。市が対応します。
 - ・政治活動や労働運動活動にかかる広告物
 - ・国や市や警察等が公共的目的を持って設置するもの
 - ・緊急に公衆に周知させる必要があるもの (例：ガス漏れ危険等)
 - ・葬儀又は祭礼のため、一時的に設置するもの
- (2) 電柱の巻き付け広告
 - 一定の規格で電柱に巻き付けられた広告は市の許可を受けたもので、違反広告物ではありません。(許可証シールが貼付されています)
- (3) 電話ボックス内の広告物
 - 電話ボックスの内側に貼られた広告物は撤去できません。内側はNTTが対応します。(ボックスの外面に貼られている広告物は撤去できます)
- (4) 店の前に出されている広告物や、管理者が近くにいる広告物は管理されているので撤去できません。市が自主撤去を指導する等して対応します。

☆ 撤去できるかどうか判断に迷う場合は、撤去はせず所轄の工営所に連絡してください。

3 撤去活動は

- ・活動員証明書を携帯し、腕章を着用してください。
- ・安全確保のため、必ず2人以上で活動してください。
- ・交通安全に心がけ、事故のないように注意してください。
- ・通行人に注意を払って、通行の支障とならないように気をつけて活動してください。

- ・撤去した広告物は、はり紙以外は返還を求められることがありますので、みだりに破損しないようにしてください。（掲出者への返還は市が行います。）
- ・活動団体等の代表者は、撤去活動を行った後は、「撤去活動報告書」（郵便はがき）を翌月 5 日までに郵送してください。

4 事故やトラブルが起こった時は

- ・作業中に事故が起こった場合は速やかに所轄の工営所に連絡してください。
なお、交通事故等は、速やかに警察へ通報してください。
- ・トラブルが発生したときは、現場での処理は避け、所轄の工営所に連絡してください。
- ・事故等の対応のため、活動日時と活動場所は、事前に「撤去活動計画書」又は「撤去活動連絡書」により本市に届け出てください。変更して活動する場合は、FAX等により連絡してください。

5 活動日時について

- ・建設局では、工営所の執務時間（平日の 9 時～17 時 30 分）以外は、宿日直センターで緊急連絡を受け、担当職員に電話連絡する体制をとっていますが、工営所に職員が常駐していませんので、トラブル等が起こっても迅速な対応ができかねます。土曜、日曜、祝日等に活動される場合は、ご理解をお願いします。
- ・夜間の活動は、トラブルや事故が起こりやすいので避けてください。

6 撤去した広告物の取扱

- ・団体等が撤去した広告物を本市の保管場所へ搬入される場合は、事前に所轄の工営所と調整して、工営所の執務時間内に搬入してください。
- ・団体等で一時保管される場合は、所轄の工営所が団体等の保管場所へ回収に伺います。別途、回収日時を所轄の工営所と調整のうえ、対応します。なお、回収は工営所の執務時間となります。
- ・仮置きする場合は、通行に支障とならない場所を事前に所轄の工営所と調整する必要があります。

7 大阪市市民活動保険について

- ・大阪市では市民の皆さんに安心して「かたづけ・たい」に参加いただけるように市民ボランティアを対象にした市民活動保険に加入します。ただし、自発的に無償で撤去活動を行う方が対象となりますので会社等からの業務命令により活動される方や、活動中に賃金等の対価を得ている方は保険に加入できません。加入していても、給料を得ている時間内に事故にあった場合等では、保険金が出ませんのでご承知願います。詳しくは大阪市 HP (<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000075248.html>) をご覧ください。